

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において、準用する同法第17条第1項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から30km圏、本県の南東部に位置しています。  
また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

### 【3・3・1号 越谷吉川線】

本路線は、越谷市宮本町四丁目を起点とし、吉川市中井三丁目を終点とする延長約8,640m、代表幅員25mの幹線街路です。

## II. 変更の理由

本路線は、越谷市内の一般国道4号から吉川市の中心部を東西に結ぶ、主要幹線道路として、広域交通の円滑化、周辺の良い街づくり、緊急輸送道路の確保等に寄与する都市計画道路です。

今回の変更は、一級河川中川左岸の橋梁取付け部の副道について、緊急車両の通行を確保することによる災害時の防災性の向上などを図るため、一部区域を変更するものです。

## III. 変更の内容

名 称	幅員	車線数	延長	内容
3・3・1号 越谷吉川線	25m	4車線	約8,640m	・一部区域の変更